

議会改革の協議・実施方法

1 (仮称) 議会改革協議会の設置

議会運営委員会の決定により、各派代表者協議会において、議長の諮問による議会改革に関する任意（非公式、原則非公開）の協議会として設け、各会派等より議長宛に提出された協議項目について協議を行う。

2 設置目的

議会の活性化と市民に開かれた議会の実現をめざし、超党派の議員により調査研究と忌憚のない意見交換を行い、議会改革に向けた課題の合意形成を図る。

3 構成

構成メンバーは原則として、議長及び公明党より2名、その他の各会派より1名とし、無所属議員はオブザーバーとして、意見があれば会議の冒頭において、概ね3分間の範囲で発言できるものとする。

※ 会派選出議員の交代は可とする。

4 協議方法

議会改革協議項目における、議員定数、議員報酬以外の項目について、協議優先項目を抽出しつつ、順次協議を進める。

(参照：議会改革協議項目一覧表)

5 検討結果の報告と実施に至る流れ

協議の中で結論に至った項目については、原則として、座長より議長宛に協議結果を報告の上、各派代表者協議会において実施内容や時期等について確認及び調整を行い、議会運営委員会に諮った上で実施する。